

中部地方整備局における建設BCP認定制度について ～Q&A～

※) この文章中の以下の文言は、次のような内容として記述しています。

B C P : 事業継続計画

評価要領 : 「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領
(令和4年12月 国土交通省中部地方整備局)」

ガイドライン : 「建設会社における災害時の事業継続力認定の申請に向けたガイドライン
(令和4年12月 国土交通省中部地方整備局)」

質問事項

1. 認定制度について

- Q 1. 中部地整で建設BCPが認定されるメリットは何でしょうか？
- Q 2. 建設BCPが作成されていないと、どのようなデメリット(不利益)があるのでしょうか？
- Q 3. 認定の有効期間を3年にしている理由は何でしょうか？
- Q 4. 他地整ではずいぶん前に認定制度を開始していますが、何故この時期に創設することになったのでしょうか？
- Q 5. 静岡県庁発注工事では、入札参加時に全国建設業協会に基づいた書式でBCPを確認する制度を既に実施しています。また、三重県においても令和4年度より三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度(三重県建設BCP登録制度)」を実施しています。中部地方整備局ガイドライン等に則りBCPを策定すると、1つの会社で2つのBCPを作成することになり煩雑になるため、行政間で整合を図っていただきたいです。

2. BCPの評価・認定について

- Q 1. BCPが認定されない場合とは、どのような場合なのでしょう？
- Q 2. ヒアリングの実施は必要に応じてとあるが、どのような場合に実施されるのでしょうか？
- Q 3. 認定の評価の難易度は高いのでしょうか？

3. 申込について

- Q 1. 申込の際に、申込書類の記載内容に間違等がないか窓口で確認・指導してもらうことは出来るのでしょうか？
- Q 2. 認定申込書(新規、更新)に押印は必要なのでしょうか？
- Q 3. 書類の受付期限は、申込期間内に必着でないといけないのでしょうか？
- Q 4. 申込み及び認定は年2回とありますが、受付は随時という事でしょうか？また、認定の時期は決まっているのでしょうか？
- Q 5. 内容を変更した場合、再申込する必要があるのでしょうか？
- Q 6. BCPの認定を受けていて会社名が変更となった場合、再申込となるのでしょうか？

か？

- Q 7. 複数社で経常建設共同企業体としてBCP 認定制度に申込みをしたいと考えています。BCP は各社で作成しているが、申込みでは、各社のBCPを1つのファイルにまとめて提出すればよいのでしょうか？

4. 入札制度について

- Q 1. BCP 認定後、一般競争入札の総合評価に反映されるのでしょうか？（インセンティブの有無は？）

5. 建設BCPの作成について

- Q 1. 建設BCPはどのように作成したらよいのでしょうか？
- Q 2. 中部地方整備局管内に複数の活動拠点（本店、支店又は2以上の支店等）があり、それぞれにBCPを策定しているが、それぞれ申込を行い、それぞれに認定証が交付されるのでしょうか？
- Q 3. 中部地方整備局管外にある本社で会社全体のBCPを策定しています。このBCPから評価要領で求められている確認項目を抜粋し、申込書類として申込してもよいのでしょうか？
- Q 4. 既に策定しているBCPがあり、評価要領で求められている確認項目についても全て網羅しています。このBCPをそのまま申込書類としてよいのでしょうか？
- Q 5. 申込み前にBCPの確認をしてもらえないのでしょうか？
- Q 6. 書類提出後の修正は可能でしょうか？また、修正があった場合どのようにすればよいのでしょうか？
- Q 7. ガイドラインの表や様式のひな形等の様式を、オリジナルデータで頂きたいです。
- Q 8. 全国建設業協会から簡易版の作成例が示されていますが、これをひな形と使用して作成してもよいのでしょうか？
- Q 9. 個人携帯番号及びアドレスに関する個人情報について、流出や漏洩が危惧されます。どのようにしたらよいのでしょうか？
- Q 10. 規模の大きな会社になるほど人数が多くなり、緊急社内連絡一覧表の黒塗り作業が大変になります。何かよい方法はないのでしょうか？

計画の策定について

- Q 11. 責任者の確認サイン、印鑑等記載されているような決裁書類は社外秘である場合が多いと思われませんが、如何したらよいのでしょうか？

(1) 重要業務の選定と目標時間の把握

- Q 12. 規模の大きな会社になるほど人数が多くなります。参集時間の算定は全ての社員において行う必要があるのでしょうか？
- Q 13. 耐震診断未実施、あるいは震度6強での倒壊の恐れがある建物を対応拠点とした場合でも認定は受けられるのでしょうか？
- Q 14. 施工中現場の被害状況確認・二次災害防止について、様々な現場が存在する場合、目標時間の設定が難しいと思いますがどのようにしたらよいのでしょうか？

(2) 災害時の対応体制

(3) 対応拠点の確保

- Q 15. BCPの発動基準と安否確認の発動基準は、同じにする必要があるのでしょうか？

Q16. 代替対応拠点が無い場合でも認定は受けられるのでしょうか？

Q17. 設備、棚、ロッカー等機器の地震等の対策状況が分かる資料について、設備の対策は当然実施しているため、BCPに記載する必要はあるのでしょうか？

(4) 情報発信・情報共有

Q18. 災害発生直後の連絡先リストの作成について、協定書がある場合はその写しを添付するとありますが、業協会等が行政と災害協定を締結していて、会社は業協会等の会員に入っている場合、直接的な協定書がありません。その場合、何を添付すればよいのでしょうか？

Q19. 施工中現場の連絡先を提出しますが、認定後、稼働工事に変更があった場合その都度、施工中現場の連絡先を再提出する必要があるのでしょうか？

Q20. 施工中現場の連絡先リストは、請負金額などで線引きして記載するべきでしょうか、或いは全て記載するべきでしょうか？

(5) 人員と資機材の調達

Q21. 自社保有の資機材の量はどの程度必要でしょうか？また数量により認定の可否が変わるのでしょうか？

Q22. 建設機械は自社で保有せず、リースして使用しています。自社が保有している資機材はどのように記載したらよいのでしょうか？

Q23. これまでBCPを検討していなかったため災害時に必要な備蓄品（非常食等）がありません。また訓練も実施していませんでした。これらの記載はどのようにしたらよいのでしょうか？記載がない場合は認定されないのでしょうか？

Q24. 災害発生直後に調達するリストでは、代替リストも作成することになっています。そこまで記載するとなると、他の会社と重複するものが多々出てしまうことになると考えますが、それでよいのでしょうか？

(6) 訓練と改善の実施

Q25. 訓練は申込みまでに必ず実施している必要があるのでしょうか？

Q26. 訓練計画に記載した訓練は必ず実施する必要があるのでしょうか？

6. その他

Q1. 会社が合併した場合、「中部地方整備局事業継続力認定制度」に基づく認定の承継はどうなるのでしょうか？

7. 次回改定について

Q1. 次回更新時はさらなる実効性の向上を図る目的で評価要領及びガイドラインを改定するとしていますが、何故するのでしょうか？

Q2. 具体的な改定内容は何でしょうか？

Q3. 最初から次期改定予定の内容で、実施したらよいのではないのでしょうか？

Q4. 初期に認定を取得せず、改訂後（R5年度）初めて認定申請する場合は、改定前のレベルでのBCPでもよいのでしょうか？

1. 認定制度について

Q 1. 中部地整で建設BCPが認定されるメリットは何でしょうか？

A 1. 建設会社にとってBCPは自社の被災時のダメージを軽減し、操業までの期間を短縮できることにより事業損益の軽減のメリットがあると考えています。

これにより、応急復旧などの災害支援活動を迅速に行うことで、インフラの早期復旧や二次災害防止につながり、地域防災力の向上が図れると考えています。

また、一定水準以上のBCPを策定し、訓練していることにより、建設会社の信頼性向上や災害時の地域貢献などにより社会的評価の向上につながると考えています。

Q 2. 建設BCPが作成されていないと、どのようなデメリット（不利益）があるのでしょうか？

A 2. BCPを作成されていないと、作成している場合と比べて被災時のダメージが大きくなり操業の中断期間が長くなること、最悪の場合、経営の立て直しが困難になること等も想定されます。

実効性のあるBCPを作成すれば、自社のダメージの軽減や中断期間の短縮が期待でき、事業継続が可能になるなど様々なメリットがあると考えています。

Q 3. 認定の有効期間を3年にしている理由は何でしょうか？

A 3. なるべく認定等手続きによる負担を軽減できるように3年とします。ただし、認定後、初回更新時までにはBCPに基づく訓練を課すなど、課題や問題点等を抽出し、BCPの改善に努め、継続更新時にはより実効性のあるBCPとしていきたいと考えています。

Q 4. 他地整ではずいぶん前に認定制度を開始していますが、何故この時期に創設することになったのでしょうか？

A 4. 既に関東地整や近畿地整などでは認定制度を開始していますが、南海トラフ地震が懸念される中部地整においても、この制度の取組みは重要であると考えており、このたび導入することとしました。大規模災害発生直後から各地域の建設企業による災害支援活動は不可欠と考えています。

Q 5. 静岡県庁発注工事では、入札参加時に全国建設業協会に基づいた書式でBCPを確認する制度を既に実施しています。また、三重県においても令和4年度より三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」を実施しています。中部地方整備局ガイドライン等に則りBCPを策定すると、1つの会社で2つのBCPを作成することになり煩雑になる。行政間で整合を図ってもらいたいです。

A 5. BCPは1社に対して1つ策定するものであり、BCPを複数作成していただく必要はありません。中部地方整備局事業継続力認定制度では、中部地方整備局ガイドライン等に示す評価基準に基づいて審査を行います。

なお、静岡県及び三重県での制度では中部地整の「災害時の基礎的事業継続力」認定を証明する認定証の写しを添付することにより認定されるものとしています。

2. BCPの評価・認定について

Q 1. BCPが認定されない場合とは、どのような場合なのでしょうか？

A 1. 評価は、評価要領の確認ポイント（様式2）の内容で確認しますので、確認ポイント上の記載がない場合は不可となります。

また、不適合な記載等の疑義等があった場合、疑義等の箇所の内容・理由を明示した送り書を送付するなどして確認することとなります。再提出がない場合は非認定となりますので、期限までに訂正のうえ、再提出をお願いします。

Q 2. ヒアリングの実施は必要に応じてとあるが、どのような場合に実施されるのでしょうか？

A 2. 書類評価において疑義等が生じた場合は送り書にて確認していきますが、返答内容等に疑義等があり、面接でないと確認できない事項と判断した場合に、当地整の評価部会が申込会社に対して、当該事項についてヒアリングを行います。

Q 3. 認定の評価の難易度は高いのでしょうか？

A 3. 評価要領の確認ポイント上の記載がきちんとしてあれば認定しますので、決して難易度は高くないと考えています。なお、令和5年度以降の申請時には、「よくある不適合項目のチェックリスト」（様式3）を提出していただきます。チェックリストに記載されている項目は、特に不適合が多い項目であるため、申請時に改めて正しく記載されているかをチェックしてください。

3. 申込について

Q 1. 申込の際に、申込書類の記載内容に間違いがないか窓口で確認・指導してもらうことは出来るのでしょうか？

A 1. 申込時には提出書類、様式の記載漏れや同時に揃えて提出して頂くものが揃っているかの確認は行いますが、申込書類の記載内容の確認は行いません。記載内容を確認して不明な点があれば、後日、確認することとなります。

Q 2. 認定申込書（新規、更新）に押印は必要なのでしょうか？

A 2. 令和5年度の申請より押印は不要となりました。

Q 3. 書類の受付期限は、申込期間内に必着でないといけないのでしょうか？

A 3. 受付期限は申込期間内の消印まで有効です。ただし、書類に不備があった場合、書類は受理できません。申込はお早めにして頂くことをお奨めします。

Q 4. 申込み及び認定は年2回とありますが、受付は随時という事でしょうか？また、認定の時期は決まっているのでしょうか？

A 4. 受付及び認定については年2回を予定しており、事前にホームページ等でお知らせします。この受付期間内にお申込みして下さい。

Q 5. 内容を変更した場合、再申込する必要があるのでしょうか？

A 5. 合併や分社されず体制等の変更が無ければ、再申込の必要はありません。

BCPに基づく訓練を実施し、課題や問題点等を抽出し、常にBCPの改善に努めることは重要です。

Q 6. BCPの認定を受けていて会社名が変更となった場合、再申込となるのでしょうか？なお、合併や分社はしていません。

A 6. 継続更新時に合併、分社を確認するため、前会社から相続を受けている内容が確認できる書類を提出してください。合併、分社されておらず、社名変更のみが確認できれば、再申込の必要はありません。社内の体制等が変更となって、災害対応体制に変更が生じた場合は再度申込の必要があります。

Q 7. 複数社で経常建設共同企業体としてBCP 認定制度に申込みをしたいと考えています。BCP は各社で作成しているが、申込みでは、各社のBCPを1つのファイルにまとめて提出すればよいのでしょうか？

A 7. 各社個別のBCPをまとめただけでは十分ではありません。個々の会社ではなく、経常建設共同企業体として災害時の事業継続が可能となるBCPであることが必要です。例えば、重要業務の選定、安否確認、災害対策本部の設置、指揮命令系統、連絡すべき相手との連絡窓口、訓練と改善の実施等は、1つの組織としてとりまとめる必要があります。

4. 入札制度について

Q 1. BCP 認定後、一般競争入札の総合評価に反映されるのでしょうか？（インセンティブの有無は？）

A 1. BCPの認定を受けることにより、「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン」の次期改定「R5ガイドライン」から入札契約時において評価の対象となります。

5. 建設BCPの作成について

Q 1. 建設BCPはどのように作成したらよいのでしょうか？

A 1. 評価要領に作成方法や記載上の確認ポイント等、ガイドラインに具体的な記載内容の説明や記載例等を記述しています。
こちらの評価要領・ガイドラインを参考に作成をお願いします。

Q 2. 中部地方整備局管内に複数の活動拠点（本店、支店又は2以上の支店等）があり、それぞれにBCPを策定しているが、それぞれ申込を行い、それぞれに認定証が交付されるのでしょうか？

A 2. 申込・認定にあたっては、1社・1認定を原則とします。中部地方整備局管内に複数の活動拠点を有している場合は、それぞれの活動拠点が網羅される形での申込書類を作成してください。

Q 3. 中部地方整備局管外にある本社で会社全体のBCPを策定しています。このBCPから評価要領で求められている確認項目を抜粋し、申込書類として申込してもよいのでしょうか？

電話番号（自宅）〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ⇒ 〇〇〇-〇〇〇-XXXXXXXXXX
 電話番号（携帯）〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ⇒ 〇〇〇-〇〇〇〇-XXXXXXXXXX
 メールアドレス 〇〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇 ⇒ XXXXXXXXXX@〇〇.〇〇.〇〇

Q10. 規模の大きな会社になるほど人数が多くなり、緊急社内連絡一覧表の黒塗り作業が大変になります。何かよい方法はないでしょうか？

A10. Word や PDF にマーカーの機能があるので、これを使用して黒塗りする方法が考えられます。なお、計画書を提出する際には、黒塗り箇所の編集をできないようにするため Word 及び PDF の機能である「編集の制限」を用いてロックをかけて頂くことをお勧めします。

計画の策定について

Q11. 責任者の確認サイン、印鑑等記載されているような決裁書類は社外秘である場合が多いと思われませんが、如何したらよいでしょうか？

A11. 社外秘で提出出来ない場合は、該当箇所を黒塗りして提出頂ければ結構です。

(1) 重要業務の選定と目標時間の把握

Q12. 規模の大きな会社になるほど人数が多くなります。参集時間の算定は全ての社員において行う必要があるのでしょうか？

A12. 対応拠点での初動対応時に参集できる者が誰で何の対応をするのか、或いは参集場所をどこにするか検討するのに必要なため、全ての社員に対して算定する必要があります。なお、算定方法は、徒歩の場合 2 km/h、自転車の場合 5 km/h をもって算定して下さい。

Q13. 耐震診断未実施、あるいは震度 6 強での倒壊の恐れがある建物を対応拠点とした場合でも認定は受けられるのでしょうか？

A13. 耐震診断未実施、あるいは震度 6 強で倒壊の恐れがある建物を対応拠点とした場合でも、ガイドライン P.11 のとおり、耐震性に関する状況把握（耐震診断、工事予定・検討状況等）が出来ていれば、代替対応拠点の確保と併せて確認します。

Q14. 施工中現場の被害状況確認・二次災害防止について、様々な現場が存在する場合、目標時間の設定が難しいと思いますどのようにしたらよいのでしょうか？

A14. 様々な現場で最も遅い現場で、目標時間を 1 2 時間以内で設定しており、その時間内で計画を作成頂きたい。

(3) 対応拠点の確保

Q15. BCP の発動基準と安否確認の発動基準は、同じにする必要があるのでしょうか？

A15. 安否確認の発動条件は、BCP の発動条件と必ずしも一致させる必要はありません。BCP を発動する時は、会社や社員に何らかの被害が発生している状況と考えられます。社員を守るために、安否確認の発動条件は、BCP の発動条件よりも低く設定して、社員及び家族の安全を確認することも重要です。

Q16. 代替対応拠点が無い場合でも認定は受けられるのでしょうか？

A16. ガイドライン P.28 のとおり、拠点が本社しかない場合は、幹部の自宅、資材倉庫、協力会社、懇意な取引先、公共施設等の利用を代替連絡拠点とすることが出来ます。

Q17. 設備、棚、ロッカー等機器の地震等の対策状況が分かる資料について、設備の対策は当然実施しているため、BCPに記載する必要はあるのでしょうか？

A17. ガイドライン P.33 のとおり、対策状況を記載して下さい。また対策が実施されていない場合、今後対策する予定時期を記載して下さい。

(4) 情報発信・情報共有

Q18. 災害発生直後の連絡先リストの作成について、協定書がある場合はその写しを添付するとありますが、業協会等が行政と災害協定を締結していて、会社は業協会等の会員に入っている場合、直接的な協定書がありません。その場合、何を添付すればよいのでしょうか？

A18. 災害協定締結団体から災害協定において災害応急活動等に従事する会社であることの証明書の発行を受け、それを添付頂ければ結構です。

Q19. 施工中現場の連絡先を提出しますが、認定後、稼働工事に変更があった場合その都度、施工中現場の連絡先を再提出する必要があるのでしょうか？

A19. 施工中現場の連絡先については、BCP 申込み時点の最新の情報で記載して下さい。変更があった場合は、その都度、申込み頂かなくても結構です。ただし、会社において、BCP を常に最新版として修正し備えて下さい。

Q20. 施工中現場の連絡先リストは、請負金額などで線引きして記載するべきでしょうか、或いは全て記載するべきでしょうか？

A20. 会社が受注している施工中の現場において、被害状況の確認や二次災害防止のための措置が必要な現場は全て記載して下さい。

なお、この連絡先リストは受注状況で度々変わるものになりますので、定期的な点検項目として位置付け、定期的に時点修正して下さい。

(5) 人員と資機材の調達

Q21. 自社保有の資機材の量はどの程度必要でしょうか？また数量により認定の可否が変わるのでしょうか？

A21. 自社で確保している資機材の量、必要量を認識して頂くことを求めており、数量の大小と認定の可否は関係しません。

Q22. 建設機械は自社で保有せず、リースして使用しています。自社が保有している資機材はどのように記載したらよいのでしょうか？

A22. 自社が保有している資機材には実際に保有されているものを記載して下さい。建設機械などのリース品は、ガイドライン P.42 の災害発生直後に調達するリストに、リース会社とリース品目等を記載頂ければ結構です。

Q23. これまでBCPを検討していなかったため災害時に必要な備蓄品（非常食等）がありません。また訓練も実施していませんでした。これらの記載はどのようにしたらよいのでしょうか？記載がない場合は認定されないのでしょうか？

A23. 備蓄品等がない場合又は不足する場合は以下を検討して計画に記載してください。

- ・ 必要な備蓄品とその数量（〇個、〇日分）
- ・ 現時点の備蓄量（〇個、〇日分）
- ・ 不足分の調達予定時期

なお、調達予定時期までに調達するようお願いいたします。

また、訓練については、新規の申込時は計画で結構です。継続更新時に実施記録が必要になりますので、BCP実効性の向上に向けて実施して下さい。

Q24. 災害発生直後に調達するリストでは、代替リストも作成することになっています。そこまで記載するとなると、他の会社と重複するものが多々出てしまうことになると考えますが、それでよいのでしょうか？

A24. 重複するのはやむを得ないと考えています。実際被災した場合、どこから調達可能なか予め把握しておくことが必要です。リース或いは取引先の連絡調整できる会社を、多く把握しておく方が良く考えています。

（6）訓練と改善の実施

Q25. 訓練は申込みまでに必ず実施している必要があるのでしょうか？

A25. 訓練については、新規申込みに関し実施していない場合でも、訓練計画書の確認によりこれに代えます。ただし、更新申込みの場合は認定期間中に実施した訓練の記載が必須となります。申込要領に記載のとおり、毎年1回以上の訓練結果を記載してください。なお、訓練の実施にあたっては、中部地整BCP認定制度HPにおいてBCP訓練を紹介している「建設BCP訓練マニュアル」、中部地方整備局事業継続力認定制度における認定企業の訓練事例を紹介した「訓練事例集」の2つの資料を公表しています。これらの資料を参考にして、各社における訓練の計画、実行に役立ててください。

Q26. 訓練計画に記載した訓練は必ず実施する必要があるのでしょうか？

A26. 計画した訓練は実施する必要があるが、継続更新時の重要なチェック項目になります。訓練計画は、各社の実情を勘案して、訓練によりBCPの課題把握及び改善を行い、BCPの実行可能性を高める計画となるように作成する必要があります。BCPは災害時でも適切に発動し、早期の復旧活動ができるように計画しておく必要があるため、本来であればどのような状況下においてもBCPに基づく訓練の実施が不可欠であると考えていますが、以下に該当する場合には緩和措置を受けることが可能です。ただし、この緩和措置は時限的な措置であり、一定期間を以て廃止する予定です。

- ①自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響や重大な経営判断により訓練の実施が困難であるなど、計画どおりに訓練を実施出来ていない場合には、継続申請時点で実施済の訓練実施記録の提出により申請を受け付けるものとします。
- ②訓練を前回申請時から一度も実施出来ていない場合には、未実施の理由及び訓練実

施予定を記入して緩和措置を申し入れることにより申請を受け付けるものとし
ます。

なお、「訓練マニュアル」に掲載される全ての訓練をBCPに反映する必要はあり
ません。

6. その他

**Q 1. 会社が合併した場合、「中部地方整備局事業継続力認定制度」に基づく認定の承継
はどうなるのでしょうか？**

A 1. 多くの場合、合併により社内の体制が変わると思われるので、これまでのBCP
をそのまま使えるケースは少ないと思われます。

合併前の全会社が「中部地方整備局事業継続力認定制度」に基づく認定を受けてい
る場合で、社内の体制や災害対応体制に変化が無い場合には、BCPを通知文書の日
から2ヶ月以内に提出して頂き、一体となった確認事項が備わっている場合は同計画
を新会社のBCPとして承継されるものとします。

なお、一体となったBCPとして必要な事項が備わっていない場合や提出がない
場合は、承継されずに再提出していただくこととなります。

7. 次回改定について

**Q 1. 次回更新時はさらなる実効性の向上を図る目的で評価要領及びガイドラインを改
定するとしていますが、何故するのでしょうか？**

A 1. BCPは作成することが目的ではなく、実効性があることが重要であると考えてい
ます。現行での課題を整理し、評価要領及びガイドラインのレベルアップを図り、よ
り災害に強い地域となるよう努めていきたいと考えています。

Q 2. 具体的な改定内容は何でしょうか？

A 2. 各社の実効性向上に関する記載内容について改定を行っています。なお、ガイドラ
インは各社の審査結果をもとに毎年記載内容の充実化を図るための改定をしていま
す。申請をする際には、最新版の評価要領、ガイドラインを参照してください。

令和4年12月に行った評価要領及びガイドラインの改定時には、時点更新の確実
な実施に関する項目や訓練の実施状況、改善・点検の実施状況に関する様式例の追加
や確認のポイントの追記等について改定をしています。

Q 3. 最初から次期改定予定の内容で、実施したらよいのではないのでしょうか？

A 3. 段階を踏んで実効性を高めていきたいと考えています。

開始時点では他地整と同等レベルで作成して頂き、訓練等を実施しながら、より実
効性のあるBCPを目指していきたいと考えています。

**Q 4. 初期に認定を取得せず、改訂後（R5年度）初めて認定申請する場合は、改定前の
レベルでのBCPでもよいのでしょうか？**

A 4. 申請する時点で、最新の評価要領に基づいて作成されたBCPを認定します。よっ
て、改定後の新たな確認項目の記載がない場合は、不可になります。